道内A大学、規程を改正して「臨時特例」による賃金減額分を6月と12月手当で補填支給！！

4月1日施行の「給与減額措置」を「特例減額補填手当」支給で実質撤回？

Ａ大学は、東日本大震災復興の「臨時特例」措置として、国家公務員同様の「賃金減額」を職種に関係なく、３月早々に決定しました。多くの大学では、労使交渉等で「医療職」については「適用除外」として実施されています。北大では残念ながら「医療職」も同様の「給与減額」提案となっています。

Ａ大学の規程抜粋「〇〇〇〇大学職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程（平成24年6月15日〇〇A大達第４３号）」A大学HPより

第１条　この規程は，国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み，一層の歳出削減が不可欠であることから，人件費を削減するため，国立大学法人〇〇〇〇大学職員給与規程（平成16年〇〇大達第153号。以下「給与規程」という。）等の特例を定めることを目的とする。

２　この規定により給与が減額される期間においては，人材確保及び勤労意欲の向上を図るため，減額分を補填する特例減額補填手当を支給するものとする。（新設）

（特例減額補填手当）

第4条　特例減額補填手当は，６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち，基準日前６箇月の期間（基準日が６月１日の場合は12月１日から５月31日まで，基準日が12月１日の場合は６月１日から11月30日までの期間）の特例期間において，前２条の規定により給与を減じられた職員に対して，これを支給する。これらの基準日前７箇月以内に退職し，若しくは解雇され，又は死亡した職員についても，同様とする。（新設）

【改正理由】：給与の減額特例期間中における人材確保及び勤労意欲の向上を図るために，減額分を補填する手当を新設し，これまでと同程度の給与水準を維持するものである。

2012年７月18日　北海道大学教職員組合　〒060-0811　札幌市北区北11条西６丁目 北海道大学内　TEL ＆ FAX　011-746-0967
Mail：kumiai@ma4.seikyou.ne.jphttp://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/